

農地の売買は県農業公社へ

公社を利用するメリット

公的機関なので安心して簡単に取引を行えます。
公社が所有権移転登記手続きをお手伝いします。(農業委員会と連携)



要件等

- * 取り扱える農地は、農業振興地域内の**農用地区域内**に限ります。
- * 取得できる方の要件として、市町村の**あっせん候補者登録**や**基準面積**などを満たしていることが必要です。(農業委員会事務局にお尋ねください)

農地を売る人の場合

- * 買入契約(公告)後、公社への所有権移転登記を経て土地代金をお支払いします。
(公告後、約1ヵ月程度)
- * 代金のお支払いは、金融機関の口座を利用するので安心です。
- * **譲渡所得税の特別控除(800万円)**が受けられます。(買入協議制度活用の場合、1,500万円まで)
- * **国民健康保険税の課税の特例**や**農業者年金制度上の特例**があります。

農地を買う人の場合

- * **登録免許税が軽減**されます。(登記の際の収入印紙代)
- * **不動産取得税が軽減**されます。
- * 余裕を持った**計画的な資金運用**ができます。

お問い合わせは最寄りの農業委員会または 熊本県農業公社へお気軽に !!

熊本県農業公社 TEL 096-213-1234

FAX 096-213-1239

ホームページ <http://www.kumamoto-kousha.or.jp>

